破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６１号
福島県いわき市平豊間字榎町202番地の２
市営住宅24
債務者　田仲　美穂
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第６２号
福島県いわき市内郷高坂町三本杉29番地の７
市営住宅991
債務者　菅野佐智子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第２５２号
茨城県笠間市鯉淵6678番地11　レストウエスト203号
債務者　岡田　美穂
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２８８号
茨城県笠間市笠間281番地５
債務者　石塚　好一
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第２８９号
茨城県東茨城郡茨城町大字若宮951番地
債務者　坂場　正教
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３００号
茨城県ひたちなか市大字東石川3561番地２
債務者　清水　知子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第３０２号
茨城県水戸市堀町1161番地の３　ファミールガルテンＦ棟101号
債務者　川又　孝則
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第１９５号
茨城県つくば市松代２丁目10番地１　ロマネスクつくば212号
債務者　鈴木　武義
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第２１８号
茨城県土浦市真鍋４丁目５番29号　アヴァンメゾン１－Ｌ、前住所茨城県土浦市真鍋４丁目８番７号　酒井住宅Ｃ－２
債務者　池田　裕子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１５０号
茨城県坂東市下出島165番地５、前住所茨城県坂東市大口2844番地　ダイワコーポⅠ109号
債務者　荒井　伸幸
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１５３号
茨城県古河市上辺見2531番地５　グッドレイクハイツ２　103
債務者　草間　文男
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１５９号
茨城県下妻市下妻丙129番地２　プリマ・ブリエ201号室
債務者　萩原　隆之
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６６号
茨城県古河市磯部819番地１　プレジール203
債務者　水無瀬高宏
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６７号
茨城県古河市緑町52番43号
債務者　水無瀬文江
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１７５号
茨城県筑西市野殿1131番地　下館メンタルサポートセンター内、住民票上の住所茨城県筑西市新井新田42番地３
債務者　山口　好孝
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１８０号
茨城県下妻市半谷430番地21
債務者　磯　　賢一
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１８４号
茨城県筑西市松原2969番地
債務者　細谷　順子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部